平成２１年（フ）第３１８号
東京都港区虎ノ門３丁目10番４号　虎ノ門ガーデン313号室
破産者　ＮＪＫ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１９号
神奈川県川崎市宮前区有馬１丁目13―１―306、住民票上の住所東京都港区高輪４丁目24―55―418
破産者　川端　康一
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９６１号
東京都世田谷区深沢６丁目９番12号
破産者　有限会社アキヅキコーポレーション
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１５５号
東京都北区上十条２丁目30番１号ブラックストンビル４階
破産者　弁護士法人友祥・ロールズ法律事務所
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２６５号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山面35番地の174
破産者　アルコム・リサーチ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第３２３６号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番２号
破産者　株式会社瀧口
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１５号
大阪市中央区船越町１丁目５番７号
破産者　株式会社アダージョ
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５６８号
大阪府東大阪市高井田25番２号
破産者　美田建材工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２８号
堺市堺区五月町５番８号
破産者　有限会社楠田建材
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
札幌市豊平区月寒東５条５丁目１番16号
破産者　株式会社内装舎
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９３号
横浜市神奈川区新子安２丁目14番40―１
破産者　クリーントラスト有限会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２８号
横浜市鶴見区下野谷町４丁目129番地
破産者　有限会社ムンド電設
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８７号
福井県越前市北小山町第26号８番地、旧住所岐阜市矢島町１丁目49番地１
破産者　田地　　貢
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１７９６号
京都府相楽郡精華町光台１丁目７番地けいはんなプラザラボ棟
破産者　株式会社ニルバーナテクノロジー
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
神戸市西区北山台３丁目24番18号
破産者　株式会社土井
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３０３号
札幌市東区北22条東３丁目３番15―201号
破産者　布施美樹彦
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９号
仙台市太白区四郎丸字吹上46番地　雇用促進住宅四郎丸宿舎４号棟404
破産者　星　美登里
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野201番地コーポトミ202号室、開始決定時の住所福島県東白川郡棚倉町大字逆川字前山10番地６
破産者　土手内博行
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
茨城県鉾田市鉾田1635番地３
破産者　間中　敏夫
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１１０７号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字西粂原917番地２、破産開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町大字西粂原919番地
破産者　渡邉　　博
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１７４１号
さいたま市見沼区東大宮４丁目45番地13　ＳＡＩＮＴ―19東大宮102号室
破産者　永見　幸雄
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係